

平成30年度大阪府精神保健福祉審議会 議事概要

■日 時：平成31年1月15日（火） 14：30～16：25

■場 所：大阪赤十字会館 4階 401会議室

■出席者：池田会長、東委員、大西委員、籠本委員、河崎委員、倉町委員、坂口委員、阪本委員、佐々木委員、辻井委員、堤委員、林委員、山本委員、米尾委員

■議事結果：

（1）会長の選出

○大阪府精神保健福祉審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、池田委員を会長に選出。

（2）第7次大阪府医療計画について

○本審議会は、第7次大阪府医療計画 第6章 第5節 精神疾患 における取組みについて、効果検証を行う場とする。

○本計画は平成30年4月を始期としており、実績を踏まえた効果検証は、次年度開催予定の次回審議会から着手する。

【委員からの主な意見】

- ・ 連携拠点医療機関の指定要件が示されているが、示されている機能を実際に果たすには、一定の医療スタッフの配置などが求められるべき。
- ・ 精神科救急患者を医療機関が受入れ決定するまでの時間を短縮していくことは、当事者にとって重要。個々のケースに触れるような場合もあり、本審議会の場はもちろんのこと、府として議論できる場を確保してほしい。
- ・ 計画に記載する「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、可能な限り数値目標を設定できるよう、本審議会で整理していくことも検討してはどうか。
- ・ 医療計画の目標設定を検討するにあたっては、他都道府県の医療計画で定める目標を参考にすることも一つだと思う。
- ・ 精神疾患を取り巻く環境には、労働問題や貧困など様々な課題が複雑に絡み合っている場合が多く、相談機関等関連する機関同士が連携していくような体制の整備が必要。

（3）その他

＜かかりつけ医「アルコール健康障がい」研修事業について＞

- ・ 「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」に定める目標の一つに、身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化を掲げている。
- ・ その一環として、今年度はマニュアルを作成しており、マニュアルの活用を促す契機となるよう本研修を開催することとしている。

<ギャンブル等依存症対策基本法概要について>

- ・昨年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法の概要。
- ・本法に基づき、本府ではギャンブル等依存症対策推進計画を策定することとしている。策定に際しては、医療機関や有識者、民間団体、当事者の皆様からも幅広い意見をいただきたいと考えている。

<大阪府におけるてんかん医療について>

- ・国が進めている「てんかん地域診療連携体制整備事業」を踏まえ、本府においても「てんかん診療拠点機関」を1か所設置し、必要な体制を整備することとしている。